

令和6年度下関市職員採用試験案内

初級職

《主な変更点》

- ・初級技術（土木、建築、電気）第1次試験の教養試験は廃止します。
- ・作文試験は、第1次試験と同時に実施しますが、第2次試験として取扱います。採点は第1次試験合格者のみ行い、第2次試験合格者の決定に使用します。

受付期間	令和6年7月1日（月）8時30分～令和6年8月9日（金） <u>16時00分</u> （受信有効）
第1次試験	令和6年9月22日（日）
第2次試験	令和6年10月26日（土）～27日（日）のうち指定する日
最終合格発表	令和6年11月中旬
採用予定日	令和7年4月1日

1 試験区分、採用予定数及び受験資格

試験区分	採用予定数	受験資格
初級行政	5名程度	平成13年4月2日～平成19年4月1日生まれの者で、学校教育法に規定する高等学校、短期大学、高等専門学校及びこれらと同等と認められる学校を卒業又は令和7年3月卒業見込みの者（「高等学校卒業程度認定試験」合格者を含む。）
初級土木	2名程度	平成13年4月2日～平成19年4月1日生まれの者で、学校教育法に規定する高等学校、短期大学、高等専門学校及びこれらと同等と認められる学校を卒業又は令和7年3月卒業見込みの者で、 <u>試験区分の学科・課程等を修めた者</u>
初級建築	2名程度	
初級電気	2名程度	

※上級職の受験資格を有する者（最終学校が大学・大学院等となる者）は受験できません。

■ 主な業務内容等（下記は一例であり、様々な業務に従事していただく場合があります。）

- 行政：特定の部門に限らず、広く行政事務全般を行います。
- 土木：土木関係の設計、施工管理、施設の維持管理等を行います。
- 建築：建築指導、建築物の設計、施工管理、維持管理等を行います。
- 電気：電気設備の設計、施工管理、維持管理等を行います。

2 欠格条項

次の各号の一に該当する場合は、受験できません。

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 下関市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

注) 欠格条項に該当することが判明した場合は合格が無効となります。

また、申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。

3 試験日時・場所及び試験の方法・内容等

(1) 第1次試験

日時 ・ 場所	試験区分	試験の方法 ・ 内容	
令和6年9月22日(日) 午前9時集合 下関市立大学 (下関市大学町二丁目1-1)	初級行政	教養試験	高校卒業程度の一般教養についての択一式による筆記試験 <2時間>
		作文※	課題を与えます。 <1時間>
令和6年9月22日(日) 午前10時集合 下関市立大学 (下関市大学町二丁目1-1)	初級技術 (土木、建築、 電気)	作文※	課題を与えます。 <1時間>
		専門試験	試験区分ごと、専門知識についての択一式による 筆記試験 <1時間30分>

※「作文」は第2次試験として取扱います。従って、採点は第1次試験合格者のみ行い、第2次試験合格者の決定に使用します。

(2) 試験結果の通知

第1次試験の結果については、下関市ホームページに合格者の受験番号を掲示します。

なお、合格者には文書で通知します。

(3) 第2次試験(第1次試験合格者を対象に実施します)

日時 ・ 場所	試験の方法 ・ 内容	
第1次試験合格通知の際にお知らせします。	面接	個別面接を行います。

4 採用及び給与

(1) 合格から採用まで

最終合格者は、原則として令和7年4月1日以降に採用されます。

採用後は、市長部局、教育委員会、上下水道局等の各課及び出先機関に配属されます。

なお、入庁日までに採用要件（受験資格）を満たさない場合、採用は無効となります。

(2) 初任給（給料）

高校卒 166,600円

短大2卒 176,100円

注1）初任給は、給与改定等により増減することがあります。また、各人の経歴等によって異なります。

注2）給料の他に扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

5 受験手続

(1) 申込方法

インターネットによる申込み（電子申請）を行ってください。

※手続き方法等の詳細は、下関市ホームページを確認してください。

(2) 受付期間

令和6年7月1日（月）8時30分 から 令和6年8月9日（金）16時00分まで（受信有効）

(3) 他の職種との併願について

同一日程で実施される、下関市職員採用試験の他の試験区分との併願はできません。

6 試験結果の提供

採用試験の結果については、口頭による提供の申出をすることができます。

申出ができるのは本人に限られます。電話等での申出では提供できませんので、受験者本人が、受験票、運転免許証などの本人であることが証明できる書類を持参のうえ、職員課へ直接おいでください。

試験	提供の申出ができる者	提供内容	提供期間
第1次試験	受験者本人	第1次試験の科目別得点及び順位	合格発表日（※）から令和7年3月31日まで
第2次試験		第2次試験の総合得点及び順位	※第1次試験の合格者への提供は第2次試験の合格発表日以降になります。

下関市総務部職員課
〒750-8521 下関市南部町1-1(下関市役所本庁舎東棟4階)
電話 (083)231-1140



<https://www.city.shimonoseki.lg.jp/site/saiyo/>
